

1. 基本情報

(1) 国名：スリランカ民主社会主義共和国（以下「スリランカ」という。）

(2) プロジェクトサイト：北部州・東部州

案件名：経済社会開発計画（Economic and Social Development Programme）（漁民保護）

計画の要約：

スリランカ政府に対し、日本企業製品の漁民保護用の機材（救急艇、救護ボート、ライトブイ、HFトランシーバー）を供与することにより、北部州・東部州を中心に漁民の海難事故への対応能力の向上を図り、もって紛争の影響により開発が著しく遅れている地域の発展及び同国の脆弱性の軽減に寄与するもの。

2. 計画の背景と必要性

(1) 本計画を実施する外交的意義

シーレーン上の要衝に位置し、東アジア、南西アジア、中東・アフリカ諸国を繋ぐ物流上の結節点として、地域の連結性・経済関係強化において重要な役割を担っているスリランカは、我が国が「自由で開かれたインド太平洋」（FOIP）構想を進める上での重要なパートナーであり、同国の経済社会の発展と安定は同地域全体の平和と安定にとっても極めて重要である。

本計画は、漁民の安全確保を通じ漁業振興に資するものであり、漁業が盛んな北部州・東部州の経済社会全体の発展に寄与するものである。同地域は内戦終結後も貧困かつ脆弱な零細漁民が多数を占めており、本計画の実施は、我が国が対スリランカ国別開発協力方針の重点分野「包摂性に配慮した開発支援」で言及する、「北部・東部のように過去の紛争の影響により開発が著しく遅れている地域」への支援、「沿岸部などの漁業を中心とした地域」への配慮に該当し、他の重点分野に掲げる「脆弱性の軽減」にも合致する。

(2) 当該国での漁業セクターの現状・課題及び本計画の位置づけ

スリランカの北部州・東部州の主要産業は漁業であり、両州の漁業人口は同国漁業人口の約 65% を占める。従来貧困割合が高く、内戦後の復興も遅れている同地域は、2022 年 4 月の経済危機以降、零細漁民を中心に生計や食料・栄養面での状況が悪化しており、生活のために燃料や装備が不足したまま漁場に出た漁船の海難事故（座礁、衝突、転覆、火災等）が頻発する等、漁民の生計向上のための漁業・水産業振興と漁民の保護・救命のための海難事故対処能力の向上が喫緊の課題となっている。

また、北部州では、インドのトロール船のスリランカ漁場への侵入による養殖設備破損や魚貝類の生息数減少等の被害が生じており、地元漁民はインドへの反発を強めている。他方、これに呼応する形で、中国は同州への関心を示し始め、ナマコ養殖を行う中国企業の進出が急速に進んでおり、地元漁民とインドの警戒を高めている。このように北部州の脆弱な漁民の周辺では、漁業・水産業分野で印中のプレゼンス競争が緊張感を増しつつあり、今後地域不安定化の火種となることも懸念されている。

かかる状況を踏まえ、スリランカ政府のグナワルダナ首相やデーワナンダ漁業大臣から我が国に対し、漁業振興支援の一環として海洋監視調査及び緊急救命用のボート等について累

次の要請があった。

3. 計画概要

(1) 計画内容

① 計画内容

スリランカ政府に対し、日本企業製品の漁民保護用の機材（救急艇、救護ボート、ライトブイ、HF トランシーバー）を供与することにより、北部州・東部州を中心に漁民の海難事故における対応能力の向上を図り、もって紛争の影響により開発が著しく遅れている地域の発展及び同国の脆弱性の軽減に寄与するもの。

② 期待される開発効果

本件を通じ、日本製の救急艇、救護ボート、ライトブイ、HF トランシーバーを供与することを通じ、北部州・東部州を中心に海難事故への対処能力と漁民等の保護・救命率が向上する。また、安全面における漁業環境の改善を通じ、漁業振興が推進される。

③ 計画実施機関：漁業省漁業・海洋資源局（Department of Fisheries and Aquatic Resources、以下「DFAR」という。）

④ 維持管理体制：DFAR が全機材を維持管理する。但し、以下（3）アのとおり、救急艇及び救護ボートの使用に関しては、沿岸警備庁（Sri Lanka Coast Guard、以下「SLCG」という。）が行う。

(3) その他特記事項

ア 本計画の主管官庁はスリランカ漁業省であり、先方実施機関と供与予定全品目の納入先として同省 DFAR を予定している。一方、同国法令上、沿岸部の漁民保護及びそのための諸活動は SLCG の所掌であり、救急艇及び救護ボートの直接の使用者は SLCG 職員となる。

なお、SLCG は国防省傘下であるが、SLCG は沿岸警備庁法上「沿岸部での違法漁業の防止と漁民保護」、「海域における人命及び財産の保全確保のための関係省庁支援」、「探索及び救助」等を任務とする、組織上、法執行のための文民組織であること、軍事的な活動や訓練を行うことが認められていないこと（同法第 10 条）及び軍事機関の指揮命令系統から独立した機関であること（同法第 2 条。同法第 2 条第 1 項で沿岸警備庁は沿岸警備庁長官の指揮下にある旨規定）から、救急艇や救護ボートが軍事的用途に用いられることはない。

本計画は、スリランカの北部州・東部州において経済危機に瀕する漁民への包括的支援の一環として漁民保護のために海難事故対処能力の向上を図るものであり、軍事目的ではなく民生目的のものである。また、供与機材の内容も、上記の民生目的に合致したものであり、軍事能力の向上に貢献することはおおよそ想定されない。

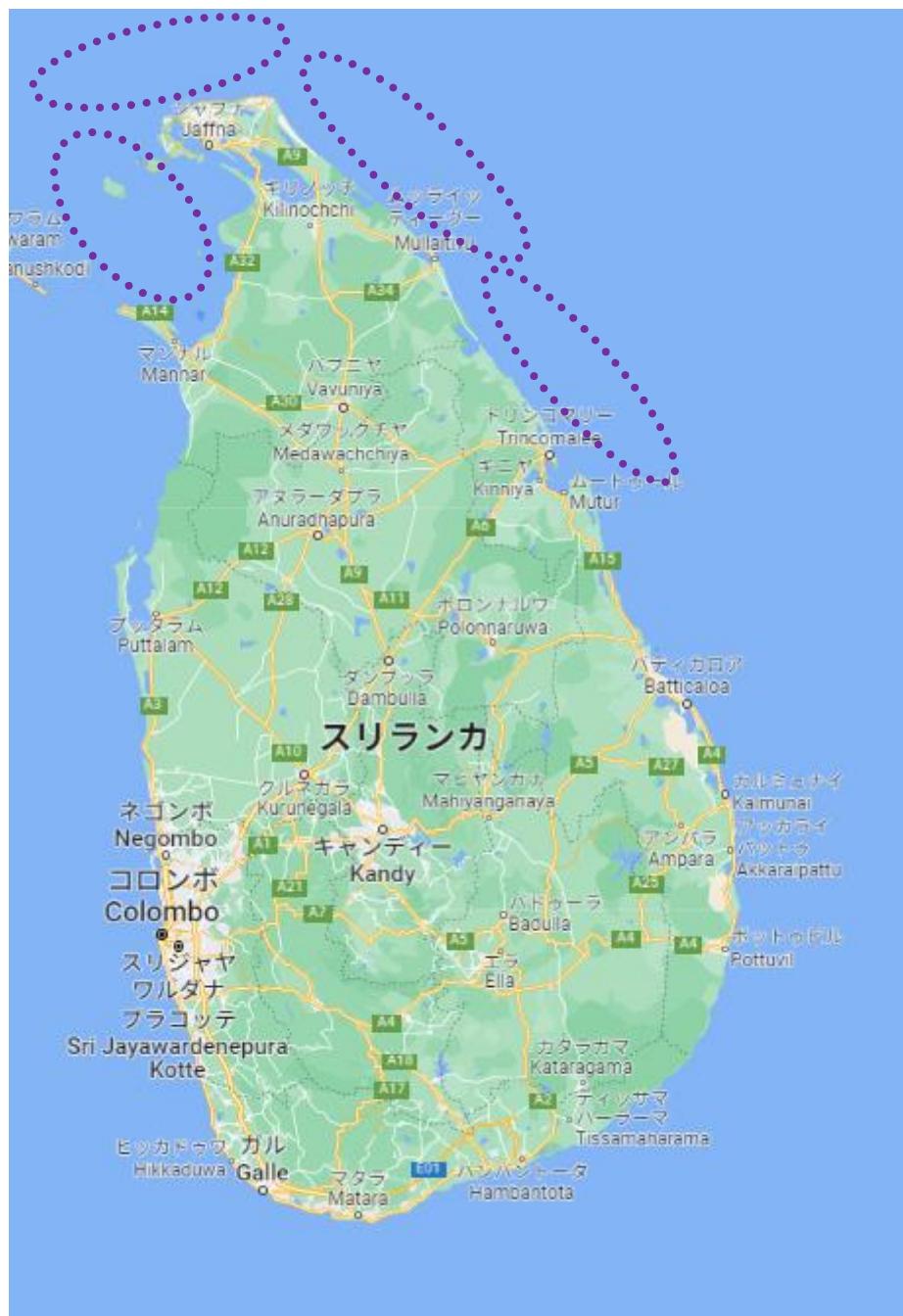
なお、本計画で調達される機材が軍事目的に利用されないことを担保するために、交換公文において、「適正な使用の確保」及び「軍事目的の使用禁止」を明記する。

イ 同国の所得水準は相対的に高いことから、「所得水準が相対的に高い国に対する無償資金協力の効果的な活用について」に基づき、無償資金協力の供与の適否について精査が必要である。スリランカでは昨年の経済危機を受け IMF 支援を受け経済回復を目指してきたが、IMF 支援に係る理事会承認は当初の想定時期から遅延し本年 3 月末に得られた。その後、国内の財政改革や緊縮政策が本格始動し、既に甚大な影響を受けていた脆弱層の人道人権状況は、スリランカ政府の予算手当の減少により、悪化する危機に晒されている。

海難事故が増加傾向にある中、今後更なる事故の増加が危惧されており（2023年8月時点で油流出を伴う海上事故数が過去の年間最多記録を更新している。）、漁民の生命保護に直結する救急艇等の整備は、人道的観点から喫緊の課題となっている（「緊急性・迅速性」及び「人道上のニーズ」）。なお、IMF のサポートによって進められるスリランカ当局のプログラムにおいても、貧困層・脆弱層への経済危機の影響緩和は課題の一つとされており、本計画はこの課題に対応するものであり、無償資金協力の供与が適当と判断できる。

以上

スリランカ民主社会主義共和国「経済社会開発計画」（漁民保護）地図



● 海難事故／漁民保護・救命 重点地域

出典：Google Maps（地図データ©2023 INEGI、Google）より外務省作成